

資料 4 - 1 騒音に係る環境基準

旧環境基準（平成11年3月31日まで）

一般地域

地域の区分	類型	基準値		
		昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	AA	45ホン (A)以下	40ホン (A)以下	35ホン (A)以下
主として住居の用に供される地域	A	50ホン (A)以下	45ホン (A)以下	40ホン (A)以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	B	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下

備考 1 愛媛県では、AA類型は地域指定していない。
2 基準値は、中央値(L₅₀)により評価した値である。

道路に面する地域

地域の区分	基準値		
	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線の道路に面する地域	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下	45ホン (A)以下
A地域のうち2車線をこえる道路に面する地域	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下	50ホン (A)以下
B地域のうち2車線以下の道路に面する地域	65ホン (A)以下	60ホン (A)以下	55ホン (A)以下
B地域のうち2車線をこえる道路に面する地域	65ホン (A)以下	65ホン (A)以下	60ホン (A)以下

備考 基準値は、中央値(L₅₀)により評価した値である。

改正環境基準（平成11年4月1日から）

一般地域

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考 1 愛媛県では、AA類型は地域指定していない
2 基準値は、等価騒音レベル(L_{eq})により、評価した値である。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{eq})により、評価した値である。

都市計画に基づく用途地域等	類型指定地域の区分	
	改正前	改正後
第1種低層住居専用地域	A類型	新A類型
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域	新B類型	新B類型
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域	B類型	新C類型
商業地域		
準工業地域		
工業地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{eq})により、評価した値である。

- 幹線交通を担う道路
- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
 - ・市町村道（4車線以上）
 - ・自動車専用道路

- 幹線交通を担う道路に近接する空間
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から15メートルまでの範囲
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から20メートルまでの範囲

1. 騒音の評価手法について (L_{50} から L_{Aeq} への変更)

騒音評価手法としての L_{50} と L_{Aeq} との一般的特性を比較すると次のとおり。

	L_{Aeq}	L_{50}
基本的特性	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音のエネルギー平均値 (d B表示値) ・突発的、間欠的な音に影響される。(時間的、空間的安定性は高くない=感度が高い。) ・騒音の変動特性によらず適用でき複合騒音にも適用容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音レベルの中央値 ・突発的、間欠的な音に影響されにくい。(時間的、空間的安定性が高い=感度が低い。) ・騒音の特性が異なる場合や複合騒音の場合の評価が困難。 また、異なる騒音に対する測定結果を相互に比較することが困難。
	両指標により同時に計測した場合、騒音の変動の度合いにより程度は異なるが、通常 L_{Aeq} の方が L_{50} よりも値が大きくなる。	
住民反応との関係	間欠的な騒音をはじめ騒音の暴露量が数量的に必ず反映されるため住民反応と比較的よく対応する。	L_{Aeq} と比較すれば、間欠的な騒音が数量的に反映されにくいいため、住民反応との相関はあまりよくない。
予 測	騒音のエネルギーを時間平均したものであるため、予測地点の騒音分布を再現しなくても騒音のエネルギー平均値を予測すれば足りる点で予測計算が簡略化・明確化される。	騒音分布に左右されるので、厳密には、予測地点における騒音分布を再現する必要がある点で予測計算が行いにくい。(ただし、経験式による予測の実績はあり)
測 定	騒音レベルの変動に敏感な指標であるため、変動が大きい場合には、ある程度の時間をかけて測定しなければ安定したデータが得られない。(安定性と実用性の両立が課題)	比較的短時間の測定で安定したデータを得ることができる。
国際的動向	国際的に多くの国や機関で採用されており、国際的なデータの比較が非常に容易。	国際的にはほとんど使用されていないので、国際的なデータの比較が難しい。

資料4-2 環境騒音測定結果

(1)一般地域

(平成11年度)

測定場所	測定年月日	類型	騒音レベル(dB: LAeq)		環境基準適合状況		総合評価
			昼間	夜間	昼間	夜間	
松山市土居田町	12年2月22日～2月23日	A	51	45	○	○	○
松山市清水町	12年2月28日～2月29日	A	57	51			
松山市上市	12年2月28日～2月29日	A	48	35	○	○	○
松山市三町	12年2月24日～2月25日	A	52	43	○	○	○
松山市古川西	12年3月6日～3月7日	A	52	41	○	○	○
松山市南久米町	12年2月24日～2月25日	A	47	39	○	○	○
松山市恵原町甲	12年2月22日～2月23日	A	46	39	○	○	○
今治市宮下町	11年10月26日～10月26日	A	53	47	○		
八幡浜市大字松柏甲	11年12月3日～12月4日	A	47	40	○	○	○
八幡浜市大字五反田	11年12月3日～12月4日	A	47	40	○	○	○
新居浜市垣生	11年11月5日～11月6日	A	47	45	○	○	○
西条市喜多川	12年2月23日～2月24日	A	52	44	○	○	○
大洲市若宮	11年11月16日～11月17日	A	65	42			
大洲市徳森	11年11月17日～11月18日	A	59	41		○	
川之江市川之江町西新町	11年12月2日～12月3日	A	47	44	○	○	○
川之江市妻島町中下	11年12月8日～12月9日	A	52	50	○		
伊予三島市下柏町	12年2月1日～2月2日	A	48	44	○	○	○
伊予三島市中曾根町	11年12月9日～12月10日	A	49	41	○	○	○
伊予三島市具定町	12年1月11日～1月12日	A	59	55			
伊予市下吾川	11年10月29日～10月30日	A	46	42	○	○	○
伊予市米湊	11年10月29日～10月30日	A	45	49	○		
東予市喜多台	12年2月25日～2月26日	A	46	39	○	○	○
重信町野田	11年12月15日～12月16日	A	57	50			
重信町大字見奈良	11年12月14日～12月15日	A	52	45	○	○	○
丹原町大字池田	12年3月21日～3月22日	A	57	54			
松前町南黒田	11年12月21日～12月22日	A	45	40	○	○	○
A類型地域:26地点			小計(地点数)		20	19	17
			環境基準達成率(%)				65.4
松山市馬木町	12年2月29日～3月1日	B	50	44	○	○	○
松山市山西町	12年2月17日～2月18日	B	48	40	○	○	○
松山市東垣生町	12年2月21日～2月22日	B	52	37	○	○	○
今治市通町	11年10月26日～10月26日	B	56	49			
八幡浜市大字向灘	11年11月12日～11月13日	B	41	37	○	○	○
八幡浜市大字粟野浦	11年11月12日～11月13日	B	45	37	○	○	○
新居浜市八幡	11年11月5日～11月6日	B	47	41	○	○	○
新居浜市田の上	11年11月17日～11月18日	B	48	36	○	○	○
新居浜市落神町	11年11月17日～11月18日	B	51	39	○	○	○
新居浜市瀬戸町	12年1月14日～1月15日	B	49	44	○	○	○
新居浜市船木甲	12年1月14日～1月15日	B	49	44	○	○	○
新居浜市本郷	12年2月4日～2月5日	B	46	43	○	○	○
新居浜市西泉町	12年2月4日～2月5日	B	42	35	○	○	○
新居浜市中筋町	12年2月10日～2月11日	B	47	39	○	○	○
新居浜市大生院	12年2月10日～2月11日	B	46	42	○	○	○
西条市福武	12年2月1日～2月2日	B	49	44	○	○	○
西条市飯岡	12年2月7日～2月8日	B	51	44	○	○	○
西条市西泉乙	12年3月1日～3月2日	B	52	45	○	○	○
川之江市川之江町大門	11年12月2日～12月3日	B	51	47	○		
川之江市金生町下分川原田	11年12月14日～12月15日	B	53	47	○		
川之江市柴生町南柴生	11年12月14日～12月15日	B	53	47	○		
川之江市妻島町川東	11年12月8日～12月9日	B	45	43	○	○	○
伊予三島市中曾根町	12年1月24日～1月25日	B	51	44	○	○	○
伊予三島市中之庄町	11年12月27日～12月28日	B	53	48	○		
伊予三島市寒川町	12年1月6日～1月7日	B	58	53			
伊予三島市豊岡町大町	12年2月21日～2月22日	B	56	50			
伊予市下吾川	11年10月29日～10月30日	B	45	42	○	○	○
北条市久保	11年11月18日～11月19日	B	47	37	○	○	○
東予市三津屋南	12年2月25日～2月26日	B	44	39	○	○	○
丹原町大字願連寺	12年3月21日～3月22日	B	47	39	○	○	○
松前町北黒田	11年12月21日～12月22日	B	48	47			
松前町浜	11年12月17日～12月18日	B	45	41	○	○	○
松前町筒井	11年12月17日～12月18日	B	51	44	○	○	○
松前町筒井	11年12月17日～12月18日	B	50	42	○	○	○
長浜町白滝甲	11年9月8日～9月9日	B	48	48	○		
B類型地域:35地点			小計(地点数)		32	26	26
			環境基準達成率(%)				74.3
松山市永代町	12年2月17日～2月18日	C	59	49	○	○	○
今治市別宮町	11年10月26日～10月26日	C	54	48	○	○	○
八幡浜市本町	11年11月12日～11月13日	C	45	41	○	○	○
新居浜市西原町	12年1月21日～1月22日	C	52	45	○	○	○
新居浜市磯浦町	12年1月21日～1月22日	C	53	44	○	○	○
西条市明屋敷	12年1月19日～1月20日	C	52	45	○	○	○
西条市朔日市	12年2月9日～2月10日	C	53	50	○	○	○
大洲市北只	11年11月16日～11月17日	C	59	47	○	○	○
川之江市金生町下分通町	11年12月2日～12月3日	C	51	49	○	○	○
川之江市上分町北新町	11年12月14日～12月15日	C	53	46	○	○	○
川之江市妻島町浜田	11年12月8日～12月9日	C	54	55	○		
伊予三島市村松町	12年1月17日～1月18日	C	58	52	○		
伊予三島市朝日	12年1月27日～1月28日	C	58	57	○		
北条市辻	11年11月18日～11月19日	C	48	42	○	○	○
東予市北条	12年2月25日～2月26日	C	46	44	○	○	○
長浜町長浜甲	11年9月8日～9月9日	C	48	40	○	○	○
C類型地域:16地点			小計(地点数)		16	13	13
			環境基準達成率(%)				81.3
環境基準達成地点数					56		
全調査地点数					77		
一般地域の騒音環境基準達成率(%)					72.7		

(2)道路に面する地域

(平成11年度)

道路名	測定地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	道路敷地境界からの距離 (m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準値との比較		
							昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道11号	松山市久米窪田町873-1	11年11月8日～11年11月9日	4	C	0		74	70			
国道56号	松山市土居田町60-1	11年11月29日～11年11月30日	4	C	0		73	68			
国道196号	松山市谷町124-2	11年11月10日～11年11月11日	4	C	0		72	69			
国道437号	松山市祓川一丁目1-15	11年11月11日～11年11月12日	4	B	0		74	68			
県道今治波方港線	今治市北日吉町1	11年10月26日～11年10月27日	5	B	0		69	65	○	○	○
国道317号	今治市別宮町2	11年10月26日～11年10月27日	2	C	0		69	63	○	○	○
国道56号	宇和島市和霊元町4-1	12年3月19日～12年3月20日	4	C	2		71	68			
県道八幡浜保内線	八幡浜市大平1-787	11年11月22日～11年11月23日	2	C	8		60	55	○	○	○
国道197号	八幡浜市大字松柏甲722	11年12月3日～11年12月4日	2	B	3		67	63	○	○	○
県道八幡浜宇和線	八幡浜市大字五反田1-158	11年11月22日～11年11月23日	2	B	0		67	64	○	○	○
国道378号	八幡浜市大字八代192	11年11月22日～11年11月23日	2	B	0		65	58	○	○	○
県道新居浜角野線	新居浜市一宮町1-甲587-6	11年10月1日～11年10月2日	6	C	1		72	66			
国道11号	新居浜市萩生473-7	11年10月22日～11年10月23日	2	B	0	○	74	72			
国道11号	新居浜市萩生1309-1	11年10月22日～11年10月23日	2	B	1	○	72	69			
国道56号	大洲市若宮971-2	11年11月16日～11年11月17日	2	C	0		68	64	○	○	○
国道56号	大洲市徳森219	11年11月17日～11年11月18日	2	C	0		74	70			
国道11号	川之江市市川之江町981-1	11年10月6日～11年10月20日	2	C	1		75	74			
国道192号	川之江市妻島町1168	11年10月25日～11年10月26日	2	C	0		72	68			
国道11号バイパス	川之江市妻島町2033-1	11年10月12日～11年10月13日	4	C	0		66	59	○	○	○
県道上分・三島線	川之江市妻島町1342-1	11年10月12日～11年10月13日	1	C	0		66	59	○	○	○
県道川之江・大豊線	川之江市上分町693-33	11年10月12日～11年10月13日	2	C	0		66	57	○	○	○
県道大野原・川之江線	川之江市金生町山田井964	11年10月6日～11年10月20日	2	B	0		67	59	○	○	○
県道金生・三島線	川之江市妻島町307-1	11年10月25日～11年10月26日	1	C	0		64	55	○	○	○
国道11号 三島川之江バイパス	伊予三島市下柏町15-1	12年3月1日～12年3月2日	2	B	10		69	64	○	○	○
国道11号	伊予三島市豊岡町136-1	12年3月7日～12年3月8日	2	C	0		76	74			
国道56号	伊予市米湊522-1	11年10月29日～11年10月30日	2	B	4		71	69			
国道56号	伊予市下吾川950-3	11年10月29日～11年10月30日	2	C	6		67	65	○	○	○
国道196号	北条市磯河内100	11年11月8日～11年11月9日	2	B	0		71	66			
県道湯山北条線	北条市久保395-13	11年11月8日～11年11月9日	2	B	0		69	64	○	○	○
県道湯山北条線	北条市辻1169-78	11年11月4日～11年11月5日	2	B	0		69	66	○		
県道湯山北条線	北条市辻1348	11年11月4日～11年11月5日	2	C	0		68	63	○	○	○
国道196号	東予市北条734-1	11年11月19日～11年11月20日	2	B	2		66	62	○	○	○
国道11号	宇摩郡土居町大字津根2116-1	12年3月1日～12年3月2日	2	B	0		76	74			
国道11号	宇摩郡土居町大字入野843-1	12年3月1日～12年3月2日	2	B	0		74	71			
国道11号	周桑郡小松町大字新屋敷甲496	11年12月3日～11年12月4日	2	A	1.1		76	73			
国道11号	温泉郡重信町大字牛淵1034-1	11年12月15日～11年12月16日	4	C	1		73	68			
県道松山川内線	温泉郡重信町大字横河原1369	11年12月14日～11年12月15日	2	C	1		71	66			
国道56号	伊予郡松前町北黒田263	12年3月24日～12年3月25日	2	B	1		71	67			
県道松山松前伊予線	伊予郡松前町筒井1175	12年3月17日～12年3月18日	2	B	0		70	66	○		
県道松山松前伊予線	伊予郡松前町筒井1445	12年2月28日～12年2月29日	2	B	0		60	60	○	○	○
国道378号	喜多郡長浜町大字長浜甲1026-2	11年9月8日～11年9月9日	2	C	0		71	64	○		
県道大洲長浜線	喜多郡長浜町大字白滝甲278-2	11年9月8日～11年9月9日	2	B	0		67	60	○	○	○
近接空間:42地点							小計(地点数)		21	20	19
							環境基準値以下(%)		45.2		
市道内港喜田村線	今治市美須賀町1	11年10月26日～11年10月27日	2	B	0		68	61			
市道国道朔日市線	西条市大町250-81	12年3月21日～12年3月22日	2	B	20		58	50	○	○	○
市道川之江・山田井線	川之江市市川之江町2981-1	11年10月6日～11年10月20日	2	B	0		68	62			
市道中村・山田井線	川之江市妻島町531-1	11年10月25日～11年10月26日	2	B	0		69	64			
B類型地域:4地点							小計(地点数)		1	1	1
							環境基準値以下(%)		25.0		
市道中央村松線	伊予三島市中央町3-4-22	12年2月16日～12年2月17日	1	C	12		62	54	○	○	○
市道寒川豊岡線	伊予三島市豊岡町長田394	12年1月13日～12年1月14日	1	C	5		57	52	○	○	○
C類型地域:2地点							小計(地点数)		2	2	2
							環境基準値以下(%)		100.0		

全調査地点数	48
環境基準値以下の地点数	22
道路に面する地域の騒音環境基準値以下(%)	45.8

資料 4 - 3 騒音規制法の特定期間及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

1 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立法メートル以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）</p>
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設（愛媛県公害防止条例施行規則別表第4）

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	<p>セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機</p> <p>イ コンクリートブロックマシン</p>
3	撚糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	<p>木材加工機械であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア ジェットバーカー</p> <p>イ ロックバーカー</p> <p>ウ チェンバーカー</p>

資料4-4 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	45デシベル 以下
第2種区域	50デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第3種区域	65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	50デシベル 以下
第4種区域	70デシベル 以下	70デシベル 以下	70デシベル 以下	60デシベル 以下

備考1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料 4 - 5 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(平成12年3月31日現在)

施設区分 市町名	騒音規制法 特定施設数												県公害防止条例 騒音発生施設数							
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合射出樹脂成型機	鋳造型機	計	届事出業工場場数	冷凍機	セメント製造品	ねん糸機	工動力ミシ	木材加工機械	計	届事出業工場場数
川之江市	31	548	2	0	7	0	72	82	119	12	0	873	128	79	5	0	0	0	84	25
伊予三島市	17	655	10	0	7	0	89	80	74	4	0	936	103	37	1	0	0	5	43	23
土居町	14	82	13	35	1	0	6	0	7	38	0	196	30	10	3	0	0	0	13	5
新居浜市	284	1,394	136	0	4	0	79	0	59	16	8	1,980	167	173	5	3	130	4	315	35
西条市	90	912	12	104	6	17	124	3	15	52	0	1,335	119	131	7	51	58	1	248	22
東予市	32	277	0	575	4	0	14	6	6	0	0	914	63	5	8	7	277	0	297	12
小松町	17	31	0	30	3	0	19	0	2	0	0	102	19	4	9	0	46	0	59	4
丹原町	17	27	1	0	1	0	0	0	6	0	14	66	21	0	0	0	40	0	40	1
今治市	87	290	1	4,166	2	22	226	0	47	6	5	4,852	334	14	4	4	291	0	313	20
北条市	5	37	0	892	0	0	16	0	3	0	0	953	16	25	4	52	0	0	81	5
松山市	279	1,967	5	376	8	18	156	0	206	24	17	3,056	413	1,446	11	210	289	3	1,959	342
重信町	0	3	32	0	0	0	3	0	0	0	0	38	4	0	0	0	0	0	0	0
伊予市	8	71	3	20	0	0	48	0	28	0	0	178	38	82	0	0	0	9	91	20
松前町	0	582	6	0	0	3	0	0	1	0	0	592	4	22	1	1	35	0	59	5
長浜町	11	36	1	0	2	0	96	0	6	16	0	168	47	10	4	0	106	2	122	11
大洲市	3	55	7	0	0	0	41	0	4	0	0	110	20	0	0	0	0	41	41	9
八幡浜市	4	35	0	62	1	0	21	2	51	0	0	176	37	45	0	0	284	2	331	21
宇和島市	49	112	0	8	3	19	120	0	52	0	0	363	110	81	7	0	7	1	96	46
計	948	7,114	229	6,268	49	79	1,130	173	686	168	44	16,888	1,673	2,164	69	328	1,563	68	4,192	606

資料4-6 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日	
告示別表第1号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃	
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業(法規制対象は除く)	〃	〃	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
		びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃	
	特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業(法規制対象は除く)	〃	制限なし	〃	〃	〃
		ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料４－７ 特定建設作業及び特定作業に係る届出状況

(平成11年度)

区分	市 町 名 作業区分	川	伊	土	新	西	東	小	丹	今	北	松	重	伊	松	長	大	八	宇	計
		之	予	居	居	条	予	松	原	治	条	山	信	予	前	浜	洲	幡	和	
		江	三	島	浜	市	市	町	町	市	市	市	町	市	町	町	市	市	島	
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	2	2	0	3	3	5	0	0	2	0	20	2	1	0	0	0	0	7	47
	2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 さく岩機を使用する作業	3	0	0	5	2	1	1	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	0	61
	4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0	28	1	0	0	0	0	0	0	36
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	11
	6 バックホウを使用する作業	2	2	0	4	0	1	0	0	3	0	69	2	1	2	0	0	0	0	8
	7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
	8 ブルドーザーを使用する作業	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	10
	計	7	5	0	16	7	13	1	0	6	0	182	5	2	4	0	0	0	7	255
県公害防止条例	1 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業	3	1	0	5	1	3	0	0	3	0	165	1	0	0	0	0	0	0	182
	2 ハンマーを使用する板金作業、製罐作業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	3	1	0	5	1	5	0	0	3	0	165	1	0	0	0	0	0	0	184
合 計		10	6	0	21	8	18	1	0	9	0	347	6	2	4	0	0	0	7	439

資料 4 - 8 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

旧要請限度 (平成12年3月31日まで)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～ 午後7時	午前6時～午後8時 午後7時～午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線をを超える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線をを超える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

- 備考1 区域の区分欄の第1種区域から第4種区域とは、工場・事業場等に係る騒音規制地域の区域に同じ。
- 騒音の評価は、中央値(L₅₀)によって行う。
 - 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる5日間について、昼間、朝・夕及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上(当該区分の時間が4時間に満たない場合は、当該区分の全時間)行う。
 - 騒音の大きさは、昼間、朝・夕及び夜間の区分ごとのすべての測定値の平均値とする。

改正要請限度 (平成12年4月1日から)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路及びc区域の道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- 備考1 区域の区分は、次のとおり。
- a区域は、騒音環境基準に係るA類型の地域
 - b区域は、騒音環境基準に係るB類型の地域
 - c区域は、騒音環境基準に係るC類型の地域
- 騒音の評価は、等価騒音レベル(L_{eq})による。
 - 測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行い、時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

昼間	夜間
午前6時～午後10時	午後10時～翌午前6時
75デシベル	70デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル(L_{eq})である。

幹線交通を担う道路
 ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
 ・市町村道(4車線以上)
 ・自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
 道路端から15メートルまでの範囲
 ・2車線をを超える車線を有する幹線交通を担う道路
 道路端から20メートルまでの範囲